

生駒市学校教育のあり方検討委員会 就学前教育・保育部会
平成30年度第3回会議 議事概要

開催日時：平成30年12月10日(月) 午後3時00分から午後4時25分まで

会場：生駒市役所 402会議室

会議次第：

1 案件

- (1) 預かり保育について
- (2) その他

出席者：吉岡 真知子 岡島 保弘 上田 直美 有吉 正晃

欠席者：山中 治郎 米田 恵美子

傍聴者：なし

事務局：

定刻となったため、ただ今から「生駒市学校教育のあり方検討委員会 就学前教育・保育部会 平成30年度第3回会議」を開催する。

(部会委員交代の連絡、新委員の紹介)

(配付資料の確認)

(第2回会議に係る議事概要の公表に伴う承認)

それでは、会議次第に基づき、会議を進めさせていただく。

会議次第 (1) 預かり保育について

部会長：

事務局から説明いただく。

事務局：

資料に基づき説明

部会長：

ただ今事務局から、本市の公立幼稚園における預かり保育の実施状況や利用時間等のさらなる拡充に向けた市内部での現時点の検討状況について説明を受けたが、何か意見等はないか。

委員：

市内部での検討状況として、これまで預かり保育の実施がなかった水曜日も含めて17時まで利用時間を延長されるとのことであり、保護者にとっても自身の就労がより長く行えるようになることから方向性としてはよいのではないかと思う。

部会長：

これまでに、公立幼稚園での預かり保育に対する保護者のニーズを市として取りまとめたことはあるのか。

委員：

預かり保育を利用するに当たっては、平成27年度までは保育所入所並みの就労等の要件を設けていたものの、学校評価委員会の学校評議員(当時)から要件を撤廃すべきとの意見もふまえて、平成28年度以降は要件を撤廃している。

事務局：

また、平成28年度から預かり保育の利用要件を撤廃したことによって、平成28年度の預かり保育の利用者数はその前年度と比較すると倍増している。

部会長：

今回、預かり保育の利用時間の延長を検討するに当たっては、保護者のニーズとして、利用時間を17時までとすることを求めているのか、または、これまで16時までの利用時間で満足していたにもかかわらずあえて17時までに延長するのかについて、市として十分な議論が行われたのか。また、平成28年度から預かり保育の利用要件を撤廃して誰でも利用できることとした際にも市として十分な議論が行われたのか。

事務局：

公立幼稚園における入園希望者はここ数年においては減少傾向が顕著で、在園児の合計も毎年100名ずつ減少している。したがって、市としては預かり保育の利用時間を延長して公立幼稚園における保育総時間を延長することで、少しでも公立幼稚園の魅力を向上させようと考えたところである。一方で、預かり保育の利用時間の延長に伴うまだ最初の段階にすぎないことから、現段階においては、夏休みを始め長期休業期間中には預かり保育を実施しないことでスタートしようと考えた。

部会長：

ちなみに、私立幼稚園の在園児数は増加しているのか。

事務局：

市内在住者に係る私立幼稚園全体での在園児数は横ばいとなっている。他方、保育所在園児の合計は引き続き増加している。

部会長：

では、市としては、公立幼稚園の預かり保育の利用時間を延長することによって、保育所への入所希望者を少しでも公立幼稚園への入園希望に振り向けてもらいたいと考えているということでよいか。

事務局：

そのとおりである。保護者の保育ニーズが預かり時間の長時間化を望んでいるとのアンケート結果もあり、事務局としてはまずは17時までの延長としたところである。なお、預かり保育の利用時間の延長については、市の『就学前教育・保育のあり方にに関する基本方針』においても同趣旨の記述があるところである。

部会長：

今後、本市においても少子高齢化がさらに進展することによって、幼稚園と保育所の間で園児の取り合いということにはならないか。現在通園中の保護者の意見は聴取したのか。

事務局：

現在のところ、公立幼稚園には空き教室がある一方で、保育所は待機児童数が引き続き増加している。なお、本市において、保育所に入所できず待機となっているのはおもに1、2歳児である。

幼稚園に通園している保護者のニーズとしては、現在の預かり保育の利用時間（水曜日を除く平日の16時まで）では大阪市内で勤務していた場合には園児の迎えに行くことができない旨の意見が保護者の学校（幼稚園）評価においても具体的に出ていている。したがって、預かり保育の利用時間を仮に30分延長しただけでは大阪市内の勤務先から帰ってこられない保護者も出てくると推測されることから、今回、その利用時間については17時までの1時間の延長とするととともに、現状として、水曜日のみ短時間

での勤務となる保護者は多くないと推測されることから、これまで預かり保育を実施していなかった水曜日についても今後併せて実施することが望ましいのではないかとの結論に至ったものである。

一方、保育所としても、保護者の勤務先の勤務時間の都合上、これまで幼稚園やこども園の 1 号枠(幼稚園枠)に通園していた園児について、年度の途中で保育所やこども園の 2 号枠(保育所枠)に認定を変更したいと申し出る保護者が年間数名程度いらっしゃることから、全国的な保育士不足のなか、公立幼稚園が預かり保育の利用時間を延長することによって一部の園児が公立幼稚園に通園することで在園児数が減少し、職員が他の園児に回せるのであれば、保育所としてもメリットが大きいと考える。

部会長：

保育所としても今回の利用時間の延長に伴う影響は大きくないということであるが、ではなぜ 17 時までとするのか。18 時までとしなかった理由は何か。

また、現在先行して預かり保育の利用時間を延長している南幼稚園(南こども園)や認定こども園生駒幼稚園においては、早朝時間帯(7 時 30 分～8 時 30 分)や延長時間帯(17 時～18 時 30 分)の預かり保育の利用ニーズは大きいのか。

事務局：

利用実績を見るかぎりでは、早朝時間帯はニーズがあるようだが、延長時間帯はあまりニーズが大きくないようである。

部会長：

他市の預かり保育の実施状況は。

事務局：

17 時までの利用としている自治体が多いようである。

部会長：

では、事務局としては、その結果もふまえて、利用時間を 17 時まで延長することが妥当であるという判断となったという理解でよいか。

また、パートタイムでの就労時間は 15 時までぐらいとしている保護者が多いのか。

委員：

以前は預かり保育の利用に要件を設けていたので、園としても保護者の就労状況等を把握できていたが、平成 28 年度からは要件を撤廃したことから、保護者の就労状況等については現在把握することができず不明である。

部会長：

市が預かり保育の利用時間を決定したら、保護者はその時間に自身の就労時間等を合わせていくこととなると思うが、仮に利用時間を 17 時までとした場合にはパートを支援することはできるが夏休みを始めとする長期休業期間中の利用が難しくなることに対するフォローはどのようにするのか。いずれにしても、今回の利用時間の延長の目的が就労する保護者の支援であることとの整合性はどのようにしていくのか。

事務局：

公立幼稚園には今まで各保育室にエアコンが設置されていなかったため、リズム室を開放することによって対応してきた経緯があるが、今般各保育室にもエアコンを設置したことから、それを活用する意味でも利用時間を延長させることとしたものである。

ただし、就労する保護者のために預かり保育の利用時間を延長するということであれば、本来は長期休業期間中も預かる必要があるのかもしれないが。

委員：

実施に当たっては、市の財政上の問題もあるが担当職員の手当も確保しなければならない。

部会長：

預かり保育を夏休み期間中に実施しない合理的な理由は。

事務局：

きょうだいがいる場合には、上の子どもが学童保育を利用するのであれば下の子どもが17時までの預かり保育利用時間とすれば保護者にとっても支障はなくなる。以前、アンケート調査をした際に、預かり保育を17時まで利用できるのであれば幼稚園に通わせたいという意見もあった。また、きょうだいが小学生であれば夏休み中も同じように休ませることができる。したがって、公立幼稚園通園児のきょうだい関係が重要なとなるが、今は把握できていない。

そのため、事務局としても、利用時間を17時までに延長した際に幼稚園にどれだけ振り向いてもらえるかまだ何とも言えない。

委員：

私の知る保護者のなかでも、長期休業期間中は幼稚園に預けられないから幼稚園ではなく保育所に通所させている保護者も多いようである。また、夏休み中は子どもを1人で留守番させている家庭もあるようであり、子どもの安全の担保という面では疑問が残る実態も聞いている。

部会長：

今回、預かり保育の利用時間を17時までにするというのであれば、その理由の筋を通すためにも夏休みを始めとする長期休業期間中も矛盾なく実施する必要があろう。また、お盆の時は実施しないとするのであればそのための何らかの方法はいるのではないか。今指摘のあった1人で留守番をしているといった状況は避けなければならず、それが学童保育の始まりで、設立目的もそこにあったと認識している。

一方で、ニーズが少ないにもかかわらず開園しておかないといけないということで園や幼稚園教諭としても負担になることから、全園ではなく1園だけあけるとかといった方法(モデル実施)は考えないといけないのでないか。いずれにしても、「通常保育期間中の平日は17時まで+夏休みを始めとする長期休業期間中は実施しない」といった理由では理由として苦しいのではないかと思う。

事務局：

『就学前教育・保育のあり方に関する基本方針』には、幼稚園には保育所の機能も追加することが保護者ニーズとして掲げられており、今後の検討課題として長時間化と通年化について掲げられている。

今般、公立幼稚園の保育室にもエアコンを設置することによって保育環境が改善される一方で、幼稚園教諭の人的資源の確保は今後も厳しい状況が続くものと考えられる。ただし、奈良市においても長期休業期間中も預かり保育を実施しているため、方向性としては通年化を検討し、今後いずれかの段階において実施していきたいと考えるが、実現に向けた手法については工夫がいるものと考えている。

部会長：

今般の預かり保育の利用時間の延長が就労する保護者が大阪市内から帰ってこられないことが大きな方向性としてあるのだろうが、その実施も全園とするのか半分の園だけの実施とするのか、また、お盆の時期についてもやるのかやらないのかといった点についてはまだ検討の余地はあるだろう。

このほか、外勤の人ばかりでなく自営の人もいるのでそのあたりも考慮する必要が

あるのではないか。

事務局：

認定こども園生駒幼稚園においては、幼稚園から幼稚園型の認定こども園に移行した際に預かり保育の利用時間を16時までから最大で18時30分までに延長(長時間化)したが、園児数が多い割には延長された時間帯は利用されていないとの報告を受けている。現段階においては地域性も関係してくるのではないかと考えている。

委員：

保護者による送迎も関係しているのではないか。預かり保育利用終了後にはバスでの降園は行っていない。

委員：

実質的には30分だけ預かり保育を利用したい人もいるのでは。

事務局：

実施に向けては職員の確保が最も難しい問題であると認識している。

部会長：

私立幼稚園における預かり保育の利用状況は把握しているか。

事務局：

市内の私立幼稚園の状況としては、白百合幼稚園においては希望に応じて16時まで隔週で、夏休みも含めて実施しているとともに。他の3園についてもほぼ同様の状況となっている。

なお、17時以降の公立幼稚園における利用状況としては、南幼稚園は少なく、認定こども園生駒幼稚園も20%程度少なくなっている。1号認定子どもで17時以降の利用は多くないようである。奈良市のように、全園で実施するのではなくモデル実施も必要ではないか。

また、市内のなばた幼稚園や桜ヶ丘幼稚園のように、昨今の新入園児数こそ少ないものの預かり保育の利用者数は多いといった園ごとの特性もあると推測されることから、導入に当たってはそのあたりも慎重に検討する必要がある。なお、壱分幼稚園については就労のために預かり保育を利用している保護者はあまり多くなく、自身のリフレッシュのために利用している保護者も少くないように聞いている。

部会長：

預かり保育の利用に当たって利用要件を撤廃した理由は。

事務局：

幼稚園においても要件を設けられることなく自由に預けたいというニーズがあり、前述したように、子育て支援の観点から、学校評価委員会や学校評議員からの要請もあり撤廃したところである。

部会長：

今の撤廃理由を聞くかぎりでは、保護者のリフレッシュも含めてということなので、働く人のために預かり保育の利用時間を延長したわけではないことになってしまうが。誰でも17時まで利用する必要がないのに、要件は何でもいいから17時までにはするものの夏休みを始めとする長期休業期間中は利用できないというのは説得性に欠ける。したがって、就労する保護者のための支援のために預かり保育の利用時間を拡充するということを大前提としたうえで、実際の運用に当たっては全園での実施なのか一部の園での実施に限定するのかといった何か工夫がいるのではないか。

そのあたりについて、奈良市を始めとして、要件の撤廃状況や夏休みの利用状況も含めてヒアリングを行ってもらったうえでないと今日の会議で結論を得るのは難しい

ように思う。

委員：

ちなみに、長期休業期間中であれば8時30分から17時までの利用となり、別料金が発生することになるのか。

事務局：

そのとおりである。

部会長：

大阪市では、預かり保育も利用する園児が1つの部屋に集まって学童保育のような雰囲気で例年実施しており、利用人数も年々増加しているように聞いている。それらについてもヒアリングできる範囲でヒアリングしておいてほしい。

委員：

また、預かり保育の実施に当たって、どのような職員体制を確保されているのかも確認しておいていただきたい。

部会長：

ちなみに、今はどのような職員体制で実施しているのか。

委員：

利用人数が計30名程度であれば、幼稚園での預かり保育については、預かり保育を担当するフリー講師1名によって対応している。きょうだいの行事参加等で利用人数が60~70名となるような場合は学びのサポーターを手配して対応することもある。また、3歳児介助の臨時講師を活用することもあるが、扶養の範囲内での勤務となってしまうので園長や副園長が対応していることもある。確かに人件費が負担となってくるが、いずれにしても今の実質1名体制ではかなり問題があるように思う。

部会長：

今回、公立幼稚園の預かり保育の利用時間を延長した場合、私立幼稚園からクレームが寄せられたりはしないのか。

事務局：

市としても、民業圧迫とならないかについて十分意識しておく必要があると思う。

部会長：

以前、公立幼稚園の預かり保育利用時間を延長した際は、私立幼稚園からクレームが寄せられたりはしなかったのか。

事務局：

預かり保育利用時間を16時までにした際には特段の意見はなかったように思う。

部会長：

おやつの提供についてはどのように行われているか。

事務局：

南幼稚園と認定こども園生駒幼稚園を除く市内の公立幼稚園には調理場を設置しておらず、調理員も配置していないので、各自持参してもらっている。

部会長：

他市においてはおやつの提供についてはどのように行われているのか。私の気持ちとしては、教育的配慮からも甘いものの提供は避けるべきかと考えるが。

また、お茶の提供はどのように行われているのか。

委員：

預かり保育用の水筒も通常保育用とは別に持参してもらっている。

部会長：

お茶については、夏休み中も実施するとなれば、終日保育室等に放置されることとなって腐らないのか懸念するが。いずれにしても市と園との間で方策を検討しておく必要があるよう思う。

また、預かり保育の利用時間を延長することに伴って、午睡等の配慮が必要となるのではないか。

事務局：

3歳児については、水曜日を除く平日については 14 時から 17 時までに預かり保育の利用時間が延長された場合であっても特段午睡の時間を設けなくても過ごせるものと考えている。一方、現在は実施していない水曜日の預かり保育時間については 11 時から 17 時までとなるので、市としては、保育時間中に一度午睡の時間を設ける必要があるよう考えている。

部会長：

預かり保育の利用時間の延長に伴う運用については、現場の先生方にもヒアリングを行ってもらったうえで、私たち委員ではなく市(現場)において預かる子どもの状況を見ながら適宜決定してもらいたい。

部会としても、今後の実施に向けた課題は多いものと考えるが、保護者のニーズがふまえられた幼稚園となるようにしていけたらいいのではないかと感じている。したがって、事務局として、公立幼稚園における預かり保育の現状と運用上の課題について整理して示してもらいたい。

会議次第1 (2) その他について

部会長：

まず、「生駒市子ども・子育て支援事業計画(第2期)」の策定に基づくニーズ調査の実施について、事務局から説明いただく。

事務局：

資料に基づき説明

部会長：

ただ今事務局から説明を受けたが、何か意見等はないか。

(意見なし)

何か意見がある場合には 1月 10 日までに事務局まで申し出られるようお願いしたい。

部会長：

次に、第4回会議の日程について調整したいと考えるが、何か意見等はないか。

(第4回会議の日程調整)

それでは、ただ今の調整の結果、第4回会議については 1月 28 日の午後 3 時から開催することに決定する。

部会長：

このほか、その他として各委員から何か意見等はないか。

(意見なし)

事務局：

それでは、これで本日の会議を終了する。

【次回会議に向けた調整事項等】

- 部会として、公立幼稚園における預かり保育の利用時間を 17 時までに延長することの妥当性を検証するための資料の提供を求めるとともに、以下の事項について他市(特に奈良市)の状況を確認しておくこと。
 - ・ 預かり保育の利用要件として、どのような要件を設けているのか。
 - ・ 要件を撤廃している場合、保護者の就労を支援するために撤廃したのか。
 - ・ 夏休みを始めとする長期休業期間中は毎日利用できるのか、週 3 日程度の利用となるのか。
 - ・ 職員の勤務体制はどのように確保されているのか。
 - ・ おやつの提供はどのように行っているのか。

以 上